

令和3年度第1回 山口市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和3年4月19日(月)午前9時30分～午前10時50分

2 場 所 小郡地域交流センター 第一講座室

3 出席者 (1)出席委員(農業委員24名中22名)

荒瀬 澄枝、伊藤 良雄、井上 浩一郎、上田 正士、小野 基之、
海地 博志、片山 濶之、賀屋 忠之、河村 吉人、神田 一夫、
田戸 洋志、恒富 竹司、徳田 文雄、中川 恵美子、原田 雅恵、
原田 好子、藤村 守、藤原 敏郎、安田 敏男、安野 正純、
山根 良男、吉富 崇子

(2)欠席委員(2名)

中谷 敏明、山根 伊都子

(3)事務局

徳本参事・宮崎主幹・竹中主任主事・戸田岸主事・石橋

(4)会議傍聴人

4 会議 (1)議事録署名委員指名

(2)議案審議

(3)その他連絡事項

議長

皆様、おはようございます。

これより令和3年度第1回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、24名中、出席22名で、委員の過半数の出席がありますので、本日の会議は成立しております。

最初に、議事録署名委員を指名いたします。

伊藤 良雄 委員 及び 上田 正士 委員
をお願いいたします。

それでは、農地法第3条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第3条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案1ページをお開きください。合わせて、参考位置図1ページを御覧ください。

申請地、申請人、申請事由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第1号、吉敷及び吉敷佐畑六丁目、無償移転です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

取得後の経営規模は104アールとなります。

議案第2号、吉田、無償移転です。

申請人は、市内に居住する農業兼会社員です。

取得後の経営規模は77アールとなります。

議案第3号、名田島、有償移転です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

取得後の経営規模は309アールとなります。

議案第4号、深溝、無償移転です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

取得後の経営規模は、2,140アールとなります。

議案第5号、小郡上郷、有償移転です。

申請人は、市内に居住する、農業兼会社員です。

取得後の経営規模は、56アールとなります。

こちらにつきましては、地区協議会において売買金額が高額との指摘がありましたが、売買金額のみでは不許可の要件にはあたらないため、事務局から再度、耕作の確認をすること、経過の確認を委員が行うことで地区協議会では問題なしとなりました。

議案第6号、阿知須、有償移転です。

申請人は、宇部市内に居住する、農業兼会社員です。

取得後の経営規模は、167アールとなります。

議案第7号、徳地船路は取り下げられました。

議案第8号、徳地野谷、有償移転です。

申請人は、市内に本店を有する、農地所有適格法人です。

令和3年4月25日の、農用地利用集積計画公告後の経営規模が70アールとなります。

なお、この事案につきましては利用権公告と同時施行といたします。

議案第9号、阿東地福下、無償移転です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

取得後の経営規模は44アールとなります。

なお、譲受人は自己所有地を貸し付けていますが、地域の担い手に貸し付けているものであり、「自ら耕作しないことにつき、特段の事由もなく貸し付けた農地」には該当しません。

以上の議案第7号を除く農地法第3条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、審査基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願いいたします。

議長

事務局から議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

【意見なし】

議長

以上で議案第7号を除く農地法第3条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(多数)】

議長

挙手多数と認め、只今審議しました農地法第3条に係る議案については、「許可」といたします。

続きまして、農地法第4条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第4条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案9ページをお開きください。合わせて、参考位置図11ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第10号、徳地堀、第2種農地に植林するものです。

なお、申請地は、平成29年頃に農地法の許可を得ることなく植林がなされているものですが、徳地地区協議会で追認され、申請人からは今後は農地法を遵守する旨の始末書が提出されております。

議案第11号、阿東嘉年上、農用地域内の用途区分が変更された農地で米保管倉庫を設置するものです。

なお、この事案につきましては、農用地利用計画において指定された用途に供するための転用であり、農地法第4条第6項本文ただし書きに該当し、許可の対象となるものです。

以上の農地法第4条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、許可基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願いたします。

議長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

なお、議案第11号につきましては、A 委員が利害関係者に当たりますので、他の議案と切り離して、最初に議案第11号の審議を行います。

恐れ入りますが A 委員におかれましては、議案第11号の審議の際は採決終了まで御退席をお願いいたします。

(事務局の誘導により、A 委員退席)

議長

それでは議案第11号の議案審議に入ります。

委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いいたします。

【意見なし】

議長

以上で議案第11号の議案審議を終わります。それでは採決に入ります。議案第11号について、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【委員挙手(多数)】

議長

挙手多数と認め、議案第11号については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行い、「許可」といたします。

それでは、以後の議案につきましては、A委員の審議参加を認めます。

A委員の入室をお願いいたします。

(事務局の誘導により、A委員入場)

議長

それでは議案第10号の議案審議に入ります。

また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしく申し上げます。

【意見なし】

議長

以上で農地法第4条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、採決を行います。「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(多数)】

議長

挙手多数と認め、只今審議しました議案第10号については、「許可」といたします。

続きまして、農地法第5条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第5条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案11ページをお開きください。合わせて、参考位置図13ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第12号、下小鯖、第2種農地に資材置場及び従業員駐車場を整備するものです。

議案第13号、大内御堀、第2種農地に太陽光発電設備を設置するものです。

議案第14号、宮野上、第2種農地に障害福祉サービス事業所を建設するものです。

なお、この事案につきましては、都市計画法に規定する開発許可と同時施行といたします。以下、都市計画法による開発許可と同時施行の場合は、単に開発許可と同時施行と説明させていただきます。

議案第15号、荻町、用途地域内にある第3種農地で宅地を分譲するものです。

議案第16号、元町、用途地域内にある第3種農地に資材置場を整備するものです。

なお、一時転用ですので、申請人からは令和5年5月1日までに現状を回復する旨の誓約書が提出されています。

議案第17号、吉敷佐畑二丁目、用途地域内にある第3種農地で宅地を分譲するものです。

議案第18号、吉敷佐畑二丁目、用途地域内にある第3種農地で宅地を分譲するものです。

議案第19号、黒川、第2種農地で、資材置場として整備し、貸し付けるものです。

議案第20号、幸町、用途地域内にある第3種農地に自己用住宅兼店舗を建設するものです。

なお、この事案につきましては、建築基準法に規定する建築審査会による同意と同時施行といたします。

議案第21号、朝田、第2種農地に、障がい者グループホーム及び就労支援施設を建設するものです。

議案第22号、秋穂二島、第2種農地に自己用住宅を建設し、貸駐車場を整備するものです。

議案第23号、秋穂東、第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第24号、嘉川、第2種農地に共同住宅を建設するものです。

議案第25号、佐山につきましては、現時点で開発行為の届出等必要書類が提出されておりません。そのため、農地法に定める一般基準における計画の実現性に問題があり、また、申請者からは、近日中には開発行為の届出等の書類を提出する旨の連絡を受けておりますので、この事案については審議保留とします。

議案第26号、小郡上郷、用途地域内にある、第3種農地に自己用住宅を建設するものです。

議案第27号、阿東徳佐上、農用地域内の用途区分が変更された農地で、農業用機械格納庫を建設するものです。

なお、この事案につきましては、農用地利用計画において指定された用途に供するための転用であり、農地法第5条第2項本文ただし書きに該当し、許可の対象となるものです。

以上の議案第25号を除く農地法第5条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、許可基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願いたします。

議長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いたします。

B 委員

議案第25号、26号の地番が5桁になっていますが、山番なんですか？山番の所も登記上は農地にかかるんですか？

事務局

登記地目が農地になっていけば、基本的には制限がかかると思ってください。今言われた5桁、10,000番台がついているのは、元々の山地番、耕地番を解消したものとなります。元々山地番、耕地番で分かれていて、同一の番地がありました。例えば耕地番の1,000番、山地番の1,000番というのがあって、でも、場所は違うんですよね。そうすると、●●の1,000番というと、混同してしまって、間違いが起きやすかったんです。小字まで言えば、場所が違うというのが分かるのですが、分かりにくいということで、山地番は解消しようという流れになっています。解消された所は10,000番足しているんですよね。だから、先ほどの地番のように●●●●●－●●●というようになっているんですよね。10,000番足されている所は、元の山地番ということになります。山地番というのが、山とついているので、山林というイメージになるのですが、山地番であっても農地の登記地目はありますので、基本的には対象になり、今回の審議には上がっているのですが、書類が不足していたので保留となっております。

B 委員

一般的に質問するのですが、農家が山地番と、普通の宅地の地番が出たとすると、勝手に山に手を加えて、農地だった場合は農業委員会事務局の確認を取ったほうがいいのですか？

事務局

そうですね。山地番であっても、農地であれば転用が必要かどうかというのは事務局に聞いていただければ確認はできます。ご自身で法務局に行かれて登記を取ってここが既に山林だったということであれば特に問題はありませんが、そこが田畑の地目であって転用を出したかどうか分からないという話であれば、事務局に確認していただければ間違いないので、そういった場合は確認いただければと思います。

B 委員

分かりました。ありがとうございました。

議長

以上で議案第25号を除く農地法第5条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。すべて「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(多数)】

議長

挙手多数と認め、只今審議しました農地法第5条に係る議案のうち、議案第13号及び議案第14号並びに議案第27号については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った上で「許可」とし、その他については「許可」といたします。

続きまして、農用地利用集積計画についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案24ページをお開きください。

議案第28号、農用地利用集積計画について説明いたします。

地区協議会において、協議していただいたとおり、

合計206筆271,696.91㎡でございます。

計画申請の内容は、山口市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているなど農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

御審議よろしく願いいたします。

議長

只今事務局から議案説明がありました。各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

議長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用集積計画について、「決定」とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(多数)】

議長

挙手多数と認め、農用地利用集積計画については、山口市の計画どおり「決定」とします。

続きまして、農用地利用配分計画に対する審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案25ページをお開きください。

議案第29号、農用地利用配分計画に対する意見聴取について説明いたします。

地区協議会において協議していただいたとおりで、

合計33筆、63,869㎡でございます。

計画申請の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。

御審議よろしくお願いたします。

議長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

C 委員

秋穂は、件数は同じですが、面積が違うのですが、これは何かあるのですか？

事務局

確認したのですが、こちらについては、配分計画というのが、所有者さんから中間管理機構、中間管理機構から耕作者さんという形になるのですが、今回、耕作者さんと中間管理機構分だけが解約されて、また新しい耕作者さんに付け替えられたんですよね。なので、この場合は、配分計画のみの数字しか上がってこないんですよね。なので、今回たまたま筆数が一緒になって面積が違ったということなので、違う筆が上がってきているというイメージです。この説明でよろしいですかね。

C 委員

はい、分かりました。

議長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用配分計画について「異議なし」と回答とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(多数)】

議長

挙手多数と認め、農用地利用配分計画については、「異議なし」として、山口市に回答します。

続きまして、非農地通知についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

別冊でお配りしております、議案第30号の資料を御覧ください。

このたびは、徳地串及び徳地山畑、筆数は合計84筆、89,006㎡です。

資料1ページで全体の位置を、2ページから6ページで土地の形状を、7ページから8ページで該当農地の詳細を掲載しており、9ページ以降が各対象地の現況写真です。

いずれの農地も山林化が進み、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難

であることから、農地法第2条に定める「農地」に該当しない旨の通知を送ることについてお諮りするものです。

御審議よろしくお願ひします。

議長

只今事務局から議案説明がありました、各農業委員から意見等があればお願ひします。

【意見なし】

議長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました非農地通知を送付することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(多数)】

議長

挙手多数と認め、非農地通知については送付することとします。

続きまして、現況証明についての審議を行います。事務局より議案説明をお願ひします。

事務局

議案26ページをお開きください。合わせて、参考位置図27ページを御覧ください。

議案第31号から議案第43号について、一括で説明いたします。

北部地区4件、中央地区5件、川西地区1件、徳地地区1件、阿東地区2件の議案がございます。

いずれも登記地目を変更し、非農地のまま利用するものとして申請がなされています。

なお、このうち議案第41号につきましては、徳地地区協議会において「現況証明を発行しない」という審議結果になっておりますので、後ほど別に御説明いたします。

議案第31号ないし40号、議案第42号ないし議案第43号につきましては、昭和45年10月以降で20年以上を経過している、本日の会議にお諮りするものです。

御審議よろしくお願ひいたします。

議長

それでは、議案審議に入ります。なお、議案第41号は「証明書を発行しないことが適当」という地区協議会での協議結果が出ていますので、まずは議案第41号を除いた議案についての審議を行います。

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願ひします。

【意見なし】

議長

特に意見がないようですので、議案第41号を除いた議案について採決を行います。現況証明を全て発行することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(多数)】

議長

挙手多数と認め、議案第41号を除く現況証明について全て発行することといたします。続きまして、現況証明の議案第41号についての審議を行います。事務局より議案説明をお願ひします。

事務局

議案28ページをお開きください。合わせて、参考位置図48ページを御覧ください。

登記地目が田の土地1筆、1,284㎡については、現在耕作されておらず、荒廃し、現在に至るものとして、証明の申請がなされています。

当該農地につきましては、農業委員並びに地区担当推進委員が現地調査を行ったところ、現況の荒廃は進んでおらず、山口市農業委員会現況証明交付事務取扱要領第3条に定める「荒廃地」に該当しないものとの判断がなされました。

この現地調査の結果を踏まえ、徳地地区協議会において審議した結果、当該農地は農地法第2条第1項に定める「農地」に該当するため、現況証明を発行しないことが

適当であるとの見解が示されています。

荒廃で面積が500㎡以上ですので、本日の会議にお諮りするものです。
御審議よろしくお願いたします。

議長

それでは、議案第41号の議案審議に入ります。只今事務局から議案説明がありました
が、各農業委員から意見等があればお願いします。

D 委員

ちょっと教えてください。周りは田んぼ、耕作はしてあるのですか？写真に載っているの
は、セイタカアワダチソウ？

議長

そうですね。

D 委員

あれは、個人で田んぼになっているのですか？

議長

すべてが田んぼですね。

D 委員

法人でされているのではないですか？

議長

法人ではないですね。個人です。

元々ここは、ある人が耕作されていたんですよ。そしたら、体調を崩されてやめられたん
ですよ。その後は耕作者が中々現れないということで、地域全体がこういう状態になりつ
つあるんですよ。中には耕作されている田もあるんですけども、傾向としてこういうよ
うな状況になりつつあるんです。

D 委員

田として水路はダメかね？

議長

イノシシもおるし、ある程度は良好で。ここは青地です。青地だけでも、推進委員さんが昨年、現地確認をされて、仮に荒廃農地調査で判定をすとしても A 判定までだろうということです。こういうセイタカアワダチソウがあるけれども、立木は立ってないし、草刈り機が何かで処分すれば田にはなるんですけどね。今、こういう状況になりつつある中で、この地域に太陽光の話が出てきているんですね。ここが青地ということで、元耕作されていた方が、営農型太陽光の申請が出るかどうか問われるんですが、まだ出ないよということでね、営農型太陽光を作って、下にサカキを植えるという案があったらしいのですが、あれから話が進展していないからこういう状況に今なっているということです。これを許可すると、先月も不許可にしているんですよ、他の番地を。これも出て A 判定までの土地なんですよ。

D 委員

どこにもあることだから、聞いておかないとね。返事に困るからね。

議長

そういう状況の中で現地確認に行ったときに、推進委員さんも色々な絡みがあるから、この度は現況証明で発行はできないよということです。推進委員さんと4名現地確認したのですが、こういう結果になったんです。

B 委員

質問いいですか？現況証明については別にとやかく言うことはないのですが、この集落は特に青地と言われたが、多面的機能の事業なんかを取り込まれていたら、地域で守らなければいけないでしょ？これはどうなっているんですかね。

議長

入っていないです。

B 委員

入っていない、何も？

議長

何も入っていないです。

B 委員

全然対象外で。

議長

中山間も、中山間直接支払も取り組んでないです。

B 委員

すべて自己完結の状態？

議長

そうです。

B 委員

分かりました。

議長

特に意見がないようですので、議案第41号について採決を行います。現況証明を発行しないことに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(多数)】

議長

挙手多数と認め、現況証明については発行しないことといたします。

以上で本日の議案審議はすべて終わりました。

次に、報告事項に入ります。事務局より報告をお願いします。

事務局

本日お配りしております報告第1号の農地法関係各種届出および通知の一覧表を御覧ください。3月分の受付状況は記載のとおりです。

また、報告第2号の山口県ネットワーク機構への意見聴取事案については、記載のとおり全て適当との回答がありました。

報告については以上です。

議長

只今事務局から報告がありましたが、各委員さんから質問・意見等がありましたらお願いいたします。

【意見なし】

議長

以上を以て、本日の総会を終了いたします。

最後に事務局から連絡事項等、何かありますか。また、各委員さんから何かございますか。

【意見なし】

議長

それでは、本日の日程を全て終了します。お疲れ様でした。

以上、令和3年度第1回山口市農業委員会総会議事録である。

令和3年4月19日

山口市農業委員会 会長 安田 敏男

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

会 長 安田 敏男

署名委員 伊藤 良雄

署名委員 上田 正士

記 録 者 石橋 里絵